

2025年2月通常会議 意見書案に対する討論

2025年3月25日

小島義雄

私はただいま議題となっております

意見書案第1号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改定案の廃案と教員定数の改善を求める意見書

および、意見書案第2号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止を求める意見書

および、意見書案第3号高額療養費制度の上限引き上げ方針の撤回を求める意見書、以上3件について賛成の対場から討論を行います。

まず意見書案第1号についてです。

政府は教職現場の異常な労働時間や1971年に制定された教員給与特別措置法(給特法)を改善するためとして、現在、時間外勤務手当は支給しない代わりに支給されている教職調整額、給料月額4%を2030年度までに段階的に10%へ引き上げるとしています。

そもそも戦後の公務員の給与制度改革(1948年)において、教員の勤務時間は測定困難であることを理由として、教員に対しては時間外勤務手当を支給しないこととする一方、教員給与は一般公務員より10%程度有利に設定されていたのです。

しかしながら毎年給与改定の結果、教員給与の優位性は失われた上に、超過勤務も増えていき、1960年代後半にはいわゆる「超勤問題」として社会・政治問題になり、文部省は1966年、1年間をかけて実態調査を実施し、その結果、超過勤務時間(1週間平均)は小学校で1時間20分、中学校で2時間30分などと算出され、超過勤務手当算定の基礎となる給与の約4%とし、これをもとに1971年に「給特法」において教職調整額4%が制度化されました。

また、給与水準の官民格差が拡大し、とりわけ教員に関しては志望者が減少する事態が生じ、1971年、中央教育審議会は「教職への人材誘致見地から一般公務員に対して30～40％程度高いものにすることが必要がある」との答申が行われました。1974年には「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人事確保に対する特別措置法（人確法）の成立によって、教員の給与が基本給で12％、諸手当を含めれば約25％引き上げられ、一般行政職と比較して給与水準は優遇されるものとなりました。しかしその後、この水準は解消され、さらに増大する時間外労働、休日労働が不払いになっていることが大きな問題となっています。

教職員の働き方の現状は、4％の教職調整額が決められた当時の時間外労働とは次元の異なる異常な残業時間になっています。しかも正当な時間外労働賃金も支払われていません。過酷な教職を避けて、教師の志望者はさらに減少し教員不足は切迫していますが、教職調整額を5年間かけて10％にすることで現状の改善にはつながらないどころかさらに現場を疲弊させます。

給特法の抜本的改正で、教員への正当な残業代支給、長時間労働の規制、教師定数増、教師の健康と暮らしを守り、ゆとりある教育で子ども達の教育の質向上の実現を求める意見書案に議員各位の賛同をお願いして意見書に賛成討論とします。

次に意見書案第2号についてです。

インボイス制度の導入から1年以上が経過しました。インボイス制度を巡っては、導入前から、売上高1000万円未満の免税事業者も課税事業者になる、小規模事業者やフリーランスに深刻な打撃を与えています。また、企業の経理担当者や個人事業主を中心に「事務負担が増大する」「現場に混乱が生じる」という声があがっていましたが、政府は「複数税率を伴う消費税の正確な把握

に資する」とインボイス制度の意義を強調してきました。

若干の経過支援措置が実施されましたが、制度の問題が顕在化し、廃止を求める声が強くなっています。各種事業経営団体で経営の圧迫や廃業が生じており、国会審議においても、インボイス制度が建設産業やクリエイターに深刻な影響を与えていることが明らかになり、実態調査の実施の必要性が問われています。

制度廃止の声は全国の多くの自治体地域でも拡大しており、昨年12月21日、埼玉県議会で自民党による「インボイス制度の廃止」を求める意見書案が提出され、賛成多数で可決されました。

その主な内容は、

- ① インボイス導入後、小規模事業者などから経営状況の悪化や経営事務の負担増を訴える声が上がっている。
- ② エネルギー価格や原材料費の高騰、人材不足など経営環境や厳しさを増す中でインボイス制度の負担を求めることは適切でない。
- ③ 国の支援措置の拡充だけでは不十分であり、制度そのものを廃止することが最良の策である。

というものです。

また北海道士別市議会や千葉県流山市議会でも同様の意見書採択、インボイス制度が与える影響を深刻視、地域経済の活力低下につながるとの意見が出されています。新潟県魚沼市議会では、特に農業関係者への負担が大きいと指摘しています。

そのほかにも、制度の廃止や見直しを求める意見書採択した自治体は全国で367にのぼり、制度への批判が全国的に広がりを見せています。

7月の参院選でも各党の公約が争点の一つになると思われますが、国民の暮

らしを守り、地域経済の持続性を守るためにも、本意見書案に対する議員各位の御賛同をお願いして賛成討論とします。

最後に意見書案第3号についてです。

3月4日、高額療養費上限引き上げを含む2025年度予算案の衆議院での採択が強行されました。5日からの参議院予算委員会では、全国がん患者団体連合会理事が「治療の中断に追い込まれ、命を落とす患者が生まれる」と痛切に訴えましたが、これまでも、がんや難病患者はもちろん、丸山島根県知事が「国家的殺人未遂だ」と厳しい批判の声をあげたり、東京医師会は「緊急声明」を発表して凍結を要求してきました。そうした国民との激しい矛盾、怒りの声が巻き起こる中、7日、石破首相は、急転直下、高額療養費の負担上限引き上げの全面凍結を表明しました。

しかし、石破首相は「本年秋までに改めて方針を検討し、決定する。保険料負担の抑制や制度の持続可能性とともに、患者に経済的な過度のものにならないようにする」と述べており、「過度でない」と政府が判断する範囲で患者負担増を求める考えを示唆しています。今でも患者さんたちは「家族に迷惑をかけるが治療を続け子ども達と少しでも共に生きていく」か「治療をあきらめ、すこしでも子ども達の学費や生活費にまわすか」の瀬戸際の状況であり、物価高の中、むしろ引き下げてほしいと話しています。

社会保障が充実し、国民が毎日安心してお金を使い暮らせるようになれば、消費購買力が高まり地域で経済が好循環し社会が持続します。これが本来の持続可能な社会のありかたです。国の来年度予算案を見ると社会保障、文教・科学、公共事業、中小企業はすべて物価上昇率以下で実質マイナスになっていますが、軍事費だけは前年度比で9.5%増と突出、過去最大の8.7兆円とな

るなど大軍拡が暮らしを押しつぶしているのは明白です。「高額療養制度」の上限負担額の引き上げは１００億円余りで立ち止まれるものです。Ｆ３５戦闘機は１機２００億円、予算のやりくりで十分対応可能なものです。

がん・難病患者の高額療養制度の上限引き上げについて「凍結」ではなく「撤回」することに議員各位のご賛同をお願いして意見書に賛成討論とします。